

農地転用許可申請について

★許可申請書（法第4条、第5条）及び事業計画書の提出部数

県知事許可（2ha超〈砂利採取を目的とする一時転用を除く〉の農地等）	3部
県知事許可（上記以外）	2部
農業委員会長許可（30a以下の農地等で、以下に掲げるもの）	1部
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業用施設事業 ・ 集落接続事業（集落周辺に居住する者の住宅、小型店舗、事務所、作業所、駐車場など） ・ 非線引都市計画用途地域内農地 ・ 一時転用事業（営農型発電設備等を除く） 	

★許可申請書に添付する書類（申請書等の提出部数と同じ部数）

No.	添付する場合	添付書類	確認
①	法人の場合	定款若しくは寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書	
②	全ての場合	位置図(1万分の1～5万分の1程度) 現況図(市販の住宅地図などで申請地がわかるもの) 申請地番の公図(500分の1) ※2部以上提出の場合、1部正本でそれ以外は写しで可 農地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る） ※2部以上提出の場合、1部正本でそれ以外は写しで可 土地利用計画図／用排水計画図 当該事業を実施するため、資金調達を証する書面 ※2部以上提出の場合、1部正本でそれ以外は写しで可 ※金融機関等が発行した融資を行うことを証する書面、 残高証明書、預貯金通帳の写し(奥書証明) ※2つ以上の金融機関にわたる残高証明書を添付する場合は、同一日付のものとする	
③	申請に係る農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合	その同意があったことを証する書面	
④	法令（条例を含む）により許認可又は行政庁との協議が義務付けられている場合において、これを了している場合	1 許可、認可、関係機関の議決等を了している旨を証する書面 2 行政庁との協議を了している旨を証する書面 ※太陽光発電施設の場合は、経済産業省へのF I T申請の事実を証する書類（認定書等の写し）、電力会社の系統連系の承諾に関する書類の写し、小売電気事業者との電気売買契約書の写し等(非F I T)	
⑤	第3種農地、進入路の設置、追認事業等以外の場合	1 農地転用候補地一覧表(申請地を含め最低4か所) 2 農地転用候補地の図面(候補地の形状を色で囲むこと)	
⑥	建築物を設置する場合	建築物平面図	
⑦	建築条件付売買予定地に係る申請の場合	転用事業者と土地購入者との間おける売買契約の一般的な契約書案 工程表(事業者において、土地の全てを販売することができないと判断する時期の目安を含む)	
⑧	一時転用の場合	農地等の復元方法や工程などが記載された計画書	
⑨	法第5条の申請で、施行規則第48条第1項ただし書きの規定により連署しないで申請書を提出する場合	施行規則第10条第1項各号のいずれかに該当することを証する書面	

※上記以外の書類についても、場合によっては提出を求めていますので、ご了承下さい